

児童・生徒のふれあいボランティア活動

ボランティア活動をしている人や、これからボランティアを始める人にボランティアカードを配布し、活動の実績に応じてポイントを発行（カードへのスタンプ押印）します。

次世代を担う子ども達のボランティアに取り組む**きっかけづくり**や活動の継続への**定着・やりがい**として、スタンプカードを利用することにより、社会福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育みながら心豊かな地域づくりの一員をめざしましょう。



対象となる
地区（学校）

伊佐市全域の小・中・高校



ポイント押印
の対象となる
活動

地域社会や個人・団体の社会貢献となるボランティア活動が対象となります。

例) ①道路・自治会・地区コミュニティ協議会の清掃活動
②社会福祉施設等での活動 ③収集・募金活動 ④高齢者サロン等との交流
⑤文化継承・郷土芸能伝承 ⑥その他の活動



ポイント
カードの
利用方法

全体の流れ

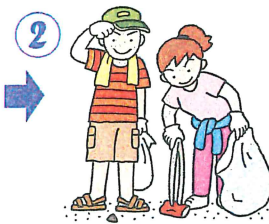
①



ポイントカードを指定窓口で配布



②



ボランティア活動をする

③



窓口でスタンプを
押してもらう

④



ポイント達成者には
活動認定証を発行

★ポイントカードの配布…ポイントカードは、下記の窓口で希望する方に配布します。

【ポイントカード配布・押印窓口】

- ☆伊佐市社会福祉協議会 本所・支所
- ☆社会福祉施設（介護老人福祉施設ことぶき園・地域密着型認知症施設ほっとスペースおおた）
- ☆伊佐市内コミュニティ協議会
- ☆市内小・中・高等学校

★ポイントの発行……ボランティア活動に参加した人は、窓口でカードをお持ちください。

内容を確認の上で、係員がカードにスタンプを押します。

【ポイント換算方法】

活動1回につき1ポイントとしてスタンプを押します。

原則として1日1ポイントとします。

【活動実績の確認方法】

個人で活動した場合にポイントをもらうには、「私のふれあいボランティア活動カード」に記入し、押印できる窓口にお持ちください。



★ポイントが貯まったら…10ポイント貯まったら、カードを窓口へお持ちください。

社会福祉大会・学校行事等において「ボランティア活動認定証」を交付いたします。



お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

（事務局）社会福祉法人 伊佐市社会福祉協議会（ボランティアセンター）

〒895-2701 伊佐市菱刈前目711-1 TEL 0995-26-4120 FAX 0995-26-4783

〒895-2511 伊佐市大口3054-1 TEL 0995-23-0011 FAX 0995-23-0135